



労務甲第九八八号

大正十三年八月十九日

警視總監

太田政弘

内務大臣 若槻禮次郎殿
東京警備司令官 菊地鎮之助殿
社会局长官 池田 宏殿
京都大阪神奈川兵庫千葉
愛知山梨栃木茨城各府県警備
東京地方裁判所 検事正殿

日本電気株式会社従業員、労働争議に関する件

首題労働争議既報后、状況左記ノ如シ

第十二報

ヲ继续シ以テ正當ナル要求ノ貫徹ヲ期ス
ニ我等ハ戦闘力ヲ強大トスルニ為メ日本労働總団
興ニ多ク本議ノ主体ヲ移シ以テ速ニ解決セシメル事ヲ期ス
有 決 議 ス

大正十三年八月十九日

日本電気株式会社本年議団大會

我等ハ有 決 議ニ基キテ徹底的戦闘ヲ開始セリト
スルモ一歩ナル
親愛ナル同志満座ニ!!
来ラン……吾々ノ戦ヲレテ完全ナル勝利ニ期セシメ
ン事ヲ切望スルモ一歩ナル
八月十九日
日本電気株式会社本年議団